

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）杵島南部地区の計画を変更した
たので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 6 項において準
用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事
に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 28
年 3 月 4 日までに佐賀県杵藤農林事務所（郵便番号 849-1311 鹿島市高津原
3400）に提出してください。

平成 28 年 1 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）杵島南部地区の変更後の土
地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 28 年 1 月 20 日から平成 28 年 2 月 18 日まで

3 縦覧の場所

白石町役場